

土砂災害特別警戒区域等の 住宅を移転される方は、

除却費 最大 **97万5千円**



建物助成費 最大 **421万円** もらえます

目的	土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するために、 危険区域等 （土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域）内の危険住宅の移転を行う者に対して、補助するものです。	
対象建物	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上） 危険住宅：危険区域等 が指定されたことで、建築制限の 既存不適格 となった住宅	
対象者	危険住宅に 居住 している ① 区域指定 以前から 危険住宅を 所有 している者 次のいずれかに該当する者 ② ①の 相続人 で、危険住宅の所有者の 同意 を得られた者	
対象事業	危険住宅の移転に伴う [A]危険住宅の除却等 及び [B]移転先住宅の建設、購入又は改修で、 次の全てを満たすもの ① 対象者が行う（費用を出す）こと ② 対象建物は、当該危険性が大幅に軽減される急傾斜地崩壊防止工事等の事業が、施行（予定を含む。）されていないこと ③ 移転先は西尾市内とし、危険区域等でないこと ④ 危険住宅は除却すること ⑤ 移転先の住宅を新築する場合は、省エネ基準を満たすこと ⑥ 敷地内で過去に土砂災害対策改修補助及びがけ地住宅移転補助を受けていないこと 注）1つの敷地で受けられるがけ地対策は、1回限りです。 前年度の8月末日までに事前相談をした物件が対象	
補助の額	[A] 除却費等	危険住宅の除却等に要する費用 最大 97万5千円 （千円未満切捨て）
	[B] 建物助成費	移転先住宅の建設、購入（土地の取得を含む。） 又は改修をするための資金を金融機関等から 借り入れた場合に、当該借入金利子 （ 年利率8.5% が限度）に相当する額 注）借入金の繰上償還はしないでください。 最大 421万円 （建物325万円、 土地96万円） （千円未満切捨て）

注意！

交付**決定前**に
工事着手し
てはいけません
書面の契約
が必要です